

沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針

1 目的

本指針は、本市における附属機関及び懇話会（以下「各機関」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この指針において「附属機関」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより調停、審査、諮問又は調査のために設置された機関
 - ② 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、条例の定めるところにより、管理者の権限に属する事務を処理するために設置された機関
- (2) この指針において「懇話会」とは、行政運営上の意見交換及び懇談等を行うことを目的として、市民、関係行政機関、関係団体及び学識経験者等から時限的に意見を聴取するために開催する会議をいう。

3 附属機関

- (1) 附属機関の新設

附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、他の行政手段又は既存の附属機関では、その目的を達成することができない場合に限り、条例により設置することができるものとする。
- (2) 附属機関の見直し

既存の附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項に該当する場合は、廃止又は他の附属機関との統合を検討するものとする。

 - ① 目的を達成したもの
 - ② 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
 - ③ 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
 - ④ 他の附属機関と目的、所掌事項又は委員の構成が類似し、又は重複しているもの
 - ⑤ 活動が著しく不活発なもの
 - ⑥ その他、行政の簡素化及び効率化を確保するため、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいもの

4 懇話会

- (1) 懇話会の新設

懇話会は、他の行政手段又は既存の懇話会では、その目的を達成することができ

ない場合に限り設置することができるものとする。

(2) 懇話会の見直し

懇話会は、随時見直しを行い、次に掲げる事項に該当する場合は、廃止又は他の懇話会と統合するものとする。

- ① 目的を達成したもの
- ② 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下したもの
- ③ 他の行政手段により目的を達成することが可能なもの
- ④ 他の懇話会と目的、所掌事項又は委員の構成が類似し、又は重複しているもの
- ⑤ 活動が著しく不活発なもの
- ⑥ その他、行政の簡素化及び効率化を確保するため、廃止又は他の附属機関との統合が望ましいもの

(3) 懇話会の運営

懇話会の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 「審議会」、「審査会」、「調査会」等の名称を用いないこと。
- ② 設置目的及び所掌事項について、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「具申する」等の表現を用いないこと。
- ③ 懇話会の意見は、多数決等の方法により取りまとめないこと。
- ④ 懇話会の意見は、懇話会所管部課の参考意見として取り扱うこと。

5 委員

(1) 委員の選任

各機関の委員は、法律又は条例等により委員の構成が限定されているものを除き、幅広い分野の市民を対象とするとともに、当該各機関の設置目的又は所掌事項に照らし、その機能が十分に発揮されるよう、適切な人材を選任するものとする。

(2) 委員選任の基準

各機関の委員は、原則として次に掲げる基準のとおり選任するものとする。

ただし、専門的知識又は経験を有する者が他に得られない場合に限り、第6号及び第7号の規定を除くことができる。

- ① 委員の数は、円滑で効果的な運営を行うため、必要最小限の人数とする。
- ② 関係団体から委員を選任する場合は、当該団体の長に限ることなく、広く構成員の中から推薦を受けるよう働きかけること。
- ③ 女性委員の割合は、委員実数の35パーセント以上となるように努め、適切な男女比率となるよう配慮すること。
- ④ 市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑤ 委員の年齢は、委嘱日の時点において18歳以上の者とする。
- ⑥ 委員の在任期間は、同一の機関について10年以内とする。

- ⑦ 委員の併任は、3機関までとする。
- ⑧ 沼津市暴力団排除条例(平成24年10月26日条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員等ではない者

6 公募委員

(1) 公募による委員の選任

市民の積極的な市政参画を推進するとともに、その意見を反映させるため、各機関の委員は、次に掲げるものを除き、その一部を公募により選任するものとする。

また、委員を公募するにあたり、各機関の所管課長は、選考に関する要綱及び選考基準を定めるものとする。

- ① 法律又は条例により委員の構成が限定されているもの
- ② 行政処分、不服審査又は身分に関する処分等に関する審議を行うもの
- ③ 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うもの
- ④ その他、各機関の所掌事項に照らし、適当でないと認められるもの

(2) 公募による委員選任の基準

公募による委員(以下「公募委員」という。)は、原則として次に掲げる基準のとおり選任するものとする。

- ① 公募委員の数は、当該機関の委員実数の20パーセント以上とする。
- ② 同じ団体から、同一の機関の委員を2人以上選任しないものとする。

(3) 公募委員の応募資格

公募委員に応募することのできる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 委員の募集開始日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により、本市の住民基本台帳に記録されている者
- ② 委員の年齢は、委嘱日の時点において18歳以上である者
- ③ 本市の職員及び議員でない者
- ④ 沼津市暴力団排除条例(平成24年10月26日条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員等ではない者

(4) 公募の方法

委員の公募は、広報紙及び市のホームページへの掲載その他の方法により、次に掲げる事項を周知するとともに、1月程度の応募期間を設けるものとする。

- ① 各機関の名称及び所掌事項
- ② 公募する委員の人数
- ③ 任期
- ④ 応募資格
- ⑤ 応募方法及び応募期間
- ⑥ 選考方法

(5) 選考方法

公募委員の選考については、原則として本市の職員等により構成する選考委員会を設置し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- ① 申込書及び小論文
- ② 面接
- ③ その他、適当と認められる方法

(6) 選考結果の通知

選考結果については、全ての応募者に対し、速やかに通知するものとする。

7 任期中における委員の解任

各機関の委員が、任期中において次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、委員を解任することができるものとする。

- ① 委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められる場合
- ② 公募委員の応募に際し、虚偽の事実が確認された場合
- ③ 委員選任後に、沼津市暴力団排除条例(平成24年10月26日条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員等であることが確認された場合
- ④ その他、委員としてふさわしくない行為が確認された場合

8 会議の開催及び情報公開

(1) 会議の開催

各機関の会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる事項に留意し効率的に運営するものとする。

- ① 会議は、必要とする最小限度において開催すること。
- ② 会議の資料は、原則として会議の開催前に配布すること。

(2) 会議の公開

会議は、原則として公開とする。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、理由を明らかにしたうえで、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ① 法令又は条例により会議の公開が制限されている場合
- ② 沼津市情報公開条例(平成12年沼津市条例第37号)第5条に規定する不開示情報に該当する情報を扱う場合
- ③ 会議を公開することにより、公正若しくは円滑な審議が著しく阻害されることが見込まれる場合
- ④ その他、会議内で必要と認められる場合

(3) 会議開催の周知

会議の開催にあたっては、ホームページ等の広報手段により、市民に周知するも

のとする。

(4) 会議録等の公開

各機関は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録又は会議録要旨を作成し公開するものとする。

付 則 （平成 26 年 11 月 21 日 市長決裁）

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （令和 3 年 3 月 24 日 副市長決裁）

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （令和 5 年 4 月 1 日 部長決裁）

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。